

公立大学法人宮城大学人権侵害の防止等に関する規程

平成21年4月1日
規程第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学（以下「本学」という。）における人権侵害の防止及び排除のための対策並びに人権侵害に関する問題への対応（以下「人権侵害の防止等」という。）に関し必要な事項を定め、健全で快適な教育，研究及び就労環境を醸成し，並びに保持することを目的とする。

(適用対象)

第2条 この規程は、次条第2項に定める教職員，学生及び関係者（以下「教職員等」という。）の全てを適用の対象とし，かつ，勤務時間，授業時間及び課外活動時間の内外並びに本学の施設及び敷地の内外を問わずに適用の対象とする。

(定義)

第3条 この規程において、「人権侵害」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 セクシュアル・ハラスメント 教職員等を不快にさせる性的な言動により人権を侵害する行為
 - 二 アカデミック・ハラスメント 教員がその職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教員及び学生等に対して行う研究若しくは教育上又は就学上の不適切な言動により人権を侵害する行為
 - 三 パワー・ハラスメント 教職員が職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教職員に対して行う就労上の不適切な言動により人権を侵害する行為
 - 四 その他の人権侵害 教職員等が他の教職員等に対し，民族，国籍，宗教又は障害の有無等に基づく不適切な言動により他者の人権を侵害する行為
- 2 この規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。
- 一 教職員 本学に勤務する教員，事務職員，技能職員，非常勤職員，有期雇用職員のほか，委託及び派遣契約等により本学において就労するすべての者
 - 二 学生 本学において修学する学群生，大学院生のほか，学群及び大学院の研究生，科目履修生，特別聴講生等本学で教育を受けるすべての者
 - 三 部局等の長 副学長，学群長，基盤教育群長，研究科長，スチューデントサービスセンター長，研究推進・地域未来共創センター長，事務局長及び学類長
 - 四 関係者 学生の保護者，関係業者，図書館利用者又は公開講座受講者等で，修学上，職務上及び施設利用上の関係を有するすべての者

(理事長の責務)

第4条 理事長は、本学の人権侵害の防止等に関し、総括的な責務を負う。

2 理事長は、人権侵害に関する問題が発生したときは、必要な措置を速やかに講じなければならない。

(監督者等の責務)

第5条 部局等の長及び学生を指導する立場にある者は、次の各号に定める事項に注意して人権侵害の防止及び排除に努めるとともに、人権侵害に関する問題が生じた場合には迅速かつ的確に対応しなければならない。

- 一 人権侵害に関し，監督する教職員又は学生の注意を喚起し，人権侵害に係る認識を深めさせること。
- 二 監督する教職員又は学生の言動に十分な注意を払うことにより，人権侵害及び人権侵害に関する問題が生じることのないよう配慮すること。

(教職員及び学生の責務)

第6条 教職員及び学生は、人権侵害のない健全で快適な教育，研究及び就労の環境を醸成し，保持するように努めなければならない。

第1編組織運営 人権侵害の防止等に関する規程

- 2 教職員及び学生は人権侵害の防止等のために、本学内の組織から協力要請があったときは、これに協力しなければならない。

(防止・対策本部の設置)

第7条 本学に、人権侵害の防止等を適切に実施するため、宮城大学人権侵害防止及び対策本部（以下「防止・対策本部」という。）を設置する。

(防止・対策本部の所管事項)

第8条 防止・対策本部は、次の各号に掲げる事項を所管する。

- 一 人権侵害の防止に係る研修及び啓発活動の企画並びに実施に関すること。
 - 二 人権侵害の相談に関すること。
 - 三 懲戒等の処分を除く人権侵害に関する問題への対応について部局等の長に指導及び助言を行うこと。
 - 四 その他人権侵害の防止等に必要なこと。
- 2 防止・対策本部は、人権侵害に関する申立てがなされた場合又は相談員から第14条第6項の規定に基づく報告を受けた場合で、その行為が教職員による行為であり、公立大学法人宮城大学就業規則（平成21年宮城大学規程第3号）第46条第2項に規定する行為の疑いがあると認められる場合には、その理由を付し、当該事案について理事長へ通知するものとする。また、その行為が学生による行為であり、宮城大学学則（平成21年宮城大学規則第2号）第30条第1項第3号に規定する行為の疑いがあると認められる場合には、その理由を付し、学生が所属する学群長又は研究科長及びスチューデントサービスセンター長へ報告するものとする。

(防止・対策本部の構成)

第9条 防止・対策本部は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 一 理事（総務・人事労務担当）
- 二 各学群長
- 三 基盤教育群長
- 四 各研究科長
- 五 スチューデントサービスセンター長
- 六 研究推進・地域未来共創センター長
- 七 事務局長
- 八 各学群 1人
- 九 基盤教育群 1人
- 十 各研究科 1人

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員が人権侵害の当事者となったときは、当該事案の処理が完了するまで、当該委員は防止・対策本部の業務を行うことができない。

(防止・対策本部長及び副本部長)

第10条 防止・対策本部に、本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長は委員のうちから理事長が指名し、副本部長は委員のうちから本部長が指名する。
- 3 本部長は、防止・対策本部を招集し、その議長となる。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理し、本部長が欠員のときはその職務を行う。

(防止・対策本部の招集等)

第11条 防止・対策本部は、必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、次の各号に掲げるときは、防止・対策本部を直ちに招集しなければならない。
 - 一 人権侵害に関する問題について申立てがなされたとき。
 - 二 相談員から第14条第6項又は第7項の報告を受けたとき。

第1編組織運営 人権侵害の防止等に関する規程

- 三 委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して開催の請求があったとき。
- 3 防止・対策本部は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 防止・対策本部の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 防止・対策本部は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見等を聞くことができる。

(相談窓口の設置)

- 第12条 本学の内外からの人権侵害の相談に応じるため、人権相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設け、人権侵害相談員（以下「相談員」という。）を置く。
- 2 相談員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 各学群長が当該学群の教員のうちから2人ずつ推薦するもの 6人
 - 二 基盤教育群長が推薦する教員 2人
 - 三 各研究科長が当該研究科の教員のうちから1人ずつ推薦するもの 3人
 - 四 事務局総務課長及び太白事務室長
 - 3 相談員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。ただし、補欠の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 学外の公共の相談窓口及び相談員の連絡用電話番号及び電子メールアドレス等については、ウェブサイト及び学内の掲示板等により周知を図るものとする。
 - 5 学外の相談窓口及び相談員の連絡用電話番号及び電子メールアドレス等については、ホームページ及び学内の掲示板等により周知を図るものとする。

(相談の受付)

- 第13条 相談員への相談の受付は、個別の面接、手紙、電話、ファクシミリ及びメールのいずれによっても行うことができる。
- 2 前項に掲げるもののほか、相談員への相談の受付は、本学が設置する「相談箱」に投函することによっても行うことができる。
 - 3 相談者は、学外の公共の相談窓口にも相談することができる。
 - 4 相談員以外の本学教員が相談を受けたときは、当該相談者の同意を得て、申立て内容を相談員に報告するものとする。

(相談員の所管事項)

- 第14条 相談員は、人権侵害に係る相談に関し、次に掲げる事務を所掌する。
- 一 相談者の立場に立って、相談者の主張を聞き、問題を解決するために必要かつ適切な助言を行うこと。
 - 二 相談者からの申立て内容の確認を行うこと。この場合において、被申立人等に対する確認は行わないこと。
 - 2 相談員は、相談者の同意を得た上で、原則として複数の相談員で相談を行うものとする。
 - 3 相談員は、相談の実施に際し、専門的知識を有する者の支援が必要と認められるときは、その者の相談への同席又は助言を求めることができる。
 - 4 相談員は、相談者が第三者の同席を希望する場合には、これを認めるものとする。
 - 5 相談員は、相談者からの申立て内容を記録し、及び保管するものとする。
 - 6 相談員は、相談者の同意を得て、相談者からの申立て内容を防止・対策本部に報告するものとする。
 - 7 相談員は、事態が重大で迅速な対応が必要であると認められるときには、相談者の同意を得て、防止・対策本部に直ちに申立て内容を報告するものとする。

(相談員の遵守事項)

- 第15条 相談員は、相談者の意思を尊重し、相談者のプライバシー等、人権に十分配慮しながら対応しなければならない。この場合において、相談者に対し人権侵害に関する問題の対応策、解決策等の押し付け、誘導等を行わないものとする。

(守秘義務及びプライバシーの保護)

第1編組織運営 人権侵害の防止等に関する規程

第16条 防止・対策本部委員及び相談員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も、同様とする。

- 2 防止・対策本部委員及び相談員は、当事者及びその他関係者のプライバシーの保護に十分配慮し、慎重な言動に努めなければならない。
- 3 人権侵害に関する相談及び救済等において、当事者が希望するときは、匿名扱いとすることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第17条 教職員及び学生は、人権侵害に関する相談、申立て、調査への協力その他人権侵害の防止等について正当に関与した者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(庶務)

第18条 防止・対策本部及び人権損害の相談に関する庶務は、事務局において行う。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、人権侵害の防止等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (H27.3.25 第94回理事会)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (H28.3.23 第107回理事会)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (H30.3.28 第135回理事会)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (R1.6.26 第151回理事会)

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (R3.3.24 第172回理事会)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。